

北九州市長

武内和久様

意見書

令和5年11月20日

北九州市農業委員会

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書

我が国の農業・農村は、農業従事者の減少と高齢化が深刻化するとともに、頻発する自然災害の発生や人口減少に伴う国内マーケットの縮小、さらにロシアのウクライナ侵攻など、食料安全保障上のリスクの高まりを痛感させられているところです。

本市においても、人口減少、少子高齢化という社会情勢の中で、農業従事者の高齢化による担い手不足や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しく、多くの課題に直面しています。

私ども北九州市農業委員会は、3年余に及ぶコロナ禍においても農地利用の最適化に取り組んでまいりました。今夏、委員改選を行い、新たな体制となりましたが、引き続き活力ある農業・農村を次世代に引継ぐため、担い手の育成と農地保全に一層尽力してまいり所存です。

このたび北九州市農業委員会として、農地等の利用の最適化の推進に関する意見を取りまとめましたので、令和6年度の予算編成並びに農業政策の推進にあたり、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

北九州市農業委員会
会長 大庭 喜重

1 農業基盤の整備について

(1) 農業用施設の整備

近年の洪水や土砂災害では、予測をはるかに超えた雨量が短時間に集中する豪雨により、甚大な被害をもたらしていることが特徴となっている。

また、このような豪雨は、毎年のように発生することが常態化している。

したがって、これらの災害復旧にかかる適切な予算確保をお願いするとともに、引き続き次の3点について、特に配慮いただくようお願いしたい。

① 農業用施設(おもに井堰)の災害予防を視野に入れた整備について

農業用施設の中で井堰は、農業用水を分配するうえで、農家にとって非常に身近で、しかも重要な施設となっている。

農業委員会ではこれまで、豪雨災害が発生しても被災が最小限に止められるような、未然に災害を防ぐ「災害予防」を視野に入れた施設整備を要望してきたところである。

市においても令和元年度に小倉南区の主要な河川の井堰等の調査を行い、農業用施設の健全度や災害予防を視野に入れた劣化影響度等の評価を実施されている。

今後は同様の調査を市内全域に広げ、劣化影響度の高い箇所については、早急な施設整備を行っていただきたい。

なお、農業用施設の整備に当たっては施設の電動化を図るなど、高齢者が安全・簡易に取り扱えるよう、農業従事者の高齢化にご配慮いただきたい。

② 農業用ため池の整備について

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行により、決壊時に人的被害の恐れのある「防災重点農業用ため池」を指定し、県の定めた防災工事等推進計画に従い、劣化状況等の評価や、評価結果を受けて、防災工事を実施することとなった。

本市においても県の協力の下、令和3年度から小倉南区の「お系池」の改修事業に着手されている。

今後は、その他のため池についても、早急な劣化状況評価を実施していただき、改修が必要な場合は、早期の工事着手をお願いしたい。

ため池には、灌漑のほか、洪水調節や土砂流出防止など多面的な機能があることを鑑み、特別措置法の対象外となる民間が所有・管理するため池についても、所有者の負担軽減策の検討もお願いしたい。

③ 用排水路の整備について

地域に散在する小規模な用水路は、未整備なものも多く維持管理に手間がかかり、農作業全体の効率化の障害となっている。

排水路については、鉱害復旧事業で整備されたものの中には、水深が深く、水路幅も広いなど、個人では泥上げをすることができない場所が数多くあり、このまま泥の堆積が進行すると排水機能に支障をきたし、耕作が困難になる可能性が高い。

これらの小規模用排水路を全て改善、整備することは、現在の厳しい市の財政状況の下では非常に困難なことと思われるので、まずは各地域の実態について農家から聞き取りを行い、全体の状況把握、整備の必要性、整備優先度の検討を行っていただきたい。

(2) 圃場整備等、安心して農業を継続できる環境整備への支援

農家が安全かつ効率的に農作業を継続できるようにするためには、農地の区画を広げて、大型機械での作業が可能な圃場整備が必須である。

担い手への農地集積を促すため、農業者に費用負担を求めない改正土地改良法の趣旨を踏まえ、本市においても農地中間管理事業を通じた圃場整備の実施に向けた検討をお願いしたい。

また、担い手がより一層効率的に作業を進められるよう、圃場の大規模化を促進する「畦畔の撤去」について、担い手への集積を目的とし、全体としての合意形成の整った地区については、事業の予算化をお願いしたい。

2 担い手対策について

(1) 集落主体の農業振興に関する話し合いへの支援

近年、農村地帯における労働力人口は減少の一途にあり、こうした状況に対応し、優良な農地を維持するためには、受託能力を有する担い手に農地を集約していく必要がある。

担い手への農地の集約に向けた利用調整活動は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最も重要な業務であり、農業経営基盤強化促進法等の改正により、「地域計画」の策定等にかかる地域協議における農業委員会の役割が明確化されたところである。

私たち北九州市農業委員会としても、今後、話し合いの機運が醸成された集落等に対しては、より積極的に農地利用の最適化に向けた取り組みを働きかけてまいりたい。

しかし、個々の農家が集落等を取りまとめて自主的に地域協議の場を設置することは現実的には難しく、たとえ協議の場が持たれても、より有意義な協議の場とするためには、農地や農業情勢などの情報提供のみならず、各農家の様々な意見をうまくまとめあげていくコーディネーター等が不可欠である。

私たち北九州市農業委員会は、このコーディネーター役を積極的に引き受け、「地域計画」の策定等に向けた取り組みに協力したいと考えている。

このため、農業委員や農地利用最適化推進委員だけでは対応困難な集落での協議の場の設置や実質化に向けたスケジュールの作成、情報収集及び提供資料の作成等のサポートについて、市が主体的な役割を果たしていくようお願いしたい。

(2) 新規就農者支援対策等の充実

急速に進む高齢化に伴い、経営農地の規模縮小や遊休化、離農や耕作者不在による耕作放棄地が依然として増加傾向にある。

農業委員会では、こうした状況を解消するため、従来の新規就農者支援に加え、農家の子弟が親の経営を継承すること（親子就農）に対する支援策を求めてきた。

その結果、令和2年度より「農業経営継承農家支援金」の事業が実現し、令和3年度以降、毎年2名ずつ拡充していただいている。

市内には「親子就農」の対象となる農家がまだ相当数いると思われるので、地域の農業の担い手や将来の地域のリーダーを発掘し、育成するためにも、支援対象枠を拡充し、新規就農者支援対策等の充実に取り組んでいくようお願いしたい。

3 遊休農地の解消及び発生防止対策について

これまで農業委員会では、遊休農地を早期に発見し、早期の解消に向けた取り組みを積極的に行っており、解消に関して実績を積み重ねてきたが、管内遊休農地の状況に大きな変化は見られない。

遊休農地が発生する要因としては、農業者の高齢化のほか、農地を引き継ぐ後継者や担い手の不足に伴う耕作の放棄等によるものが多数を占めており、これらの問題を解決しない限り、個々の問題に対応するだけでは、本質的な問題の打開策とはならないと考えている。

(1) 小規模農家支援策について

現在、担い手不足に対する国の支援策は、主に大規模農家を対象に進められており、大規模農家は、合理化・効率化の観点から、条件の悪い圃場での耕作を避けることが一般的である。

一方で、遊休農地の多くは、いわゆる優良農地ではなく、耕作条件が良くない場所に点在しているため、大規模農家が積極的に遊休農地を引継いで、集積させることはしない。そのため、大規模農家支援策が結果として、耕作放棄地や遊休農地の増加を誘発している側面もある。

そこで、今後は、大規模農家を対象とした施策のみならず、条件の悪い圃場で耕作を行い、農地の維持・荒廃防止に取り組んでいる小規模農家に対して、その維持・振興等につながる施策（農機具修繕、購入時における負担軽減、助成金支給など）を国の新規事業などを積極的に活用しながら実施していただきたい。

(2) 国の助成金などの補助事業の活用について

国では、中小・家族農家を含め多様な経営体を対象に、各種助成金や補助事業が準備されている。

しかし、応募に必要な書類等が膨大であったり、書類の記入・作成事務が煩雑であったりと、最終的な申請にいたるまでの負担感、ハードルが高く、利用しづらいのが現状である。

そこで、市の関係部署においては、各種補助事業等の情報収集に努めるとともに、農業者の申請書等の作成にあたっては、技術的な助言やアドバイス、指導等を行うなど、獲得に向けたサポートに努めていただきたい。

4 有害鳥獣等の被害防止対策の充実

有害鳥獣による農作物被害の多発と被害地域の拡大は、単なる農業収入の減少ばかりでなく、農業者の生産意欲の低下を招き、耕作放棄地の増加につながる。そして、こうした耕作放棄地は、鳥獣の生息地域となり、更なる被害の拡大を引き起こしている。

これまでイノシシを中心とした有害鳥獣による農作物被害対策は、電気柵やワイヤーメッシュによる被害防止対策を重点的に行ってきたが、近年は、イノシシ以外にもアライグマやサル、シカなど多様化している。

鳥獣が身を隠しづらい環境は、鳥獣の出没しにくい生息区域となるため、農地際の里山を緩衝地化する目的で、農業者、地域住民等で行う里山の維持管理等の活動を促す事業を検討されたい。

5 学校給食における地産地消の推進について

学校給食の食材調達にあたり、市内産では必要量が間に合わないような野菜等の食材については、同じJA北九管内である遠賀1市4町まで調達の対象を拡げ、北九州市を含む2市4町で対応することにより、市内産の食材が提供可能な環境づくりについて、教育委員会やJA北九を交えて、引き続き検討を願いたい。